」、14回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４⑵ク(ｳ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上のときは「良」、31回以下のときは「否」で記載する。

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の「良」又は「否」に併せて、検出回数と試験回数を記載する。

ウ　２⑵エに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４⑵ケ(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が16回以上の場合は「良」、12回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４⑵ケ(ｳ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が28回以上のときは「良」、27回以下のときは「否」で記載する。

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の「良」又は「否」に併せて、検出回数と試験回数を記載する。

エ　運用中チャネル監視の制御

「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

6　その他

⑴　レーダー電波試験信号の送信は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いる。ただし、レーダー電波試験信号を直接出力できる場合は、任意波形信号発生器を用いることができる。

⑵　３⑶において、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯を用いる無線設備であって160MHzシステムの通信負荷条件は、5.6GHz帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の17％となるように設定する。

⑶　利用可能チャネル確認

ア　試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認について、試験機器の表示による確認等スペクトル分析器を用いない方法を用いることができる。

イ　試験機器を利用可能チャネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。この場合の試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルス検出確率が同じものでなければならない。

ウ　２⑵アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μｓを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

エ　２⑵イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

⑷　運用中チャネル監視

ア　試験機器の通信負荷を最大伝送信号速度の17％程度に維持し、適切な方法を用いて通信負荷条件をモニタする。

イ　IPパケット伝送に基づく送信を行う試験機器以外の機器の場合は、試験機器の通信負荷条件については、擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件とする。

ウ　試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認について、試験機器の表示による確認等スペクトル分析器を用いない方法を用いることができる。

エ　試験機器を運用中チャネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて適切な方法で試験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。この場合の試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルス検出確率が同じものでなければならない。

オ　２⑵アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μｓを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

カ　２⑵イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

キ　４⑵キ(ｲ)の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス１又は固定パルス２、固定パルス３、可変パルス４及び可変パルス５又は可変パルス６の場合の合計とする。

⑸　試験結果に疑義がある場合は、分解能帯域幅の設定を広くして測定することができる。

⑹　２⑷アにおいて、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

十五　一般事項（アンテナ一体型）

1　本試験方法の適用対象

⑴　本試験方法は、一の項及び十五の項から二十五の項までをアンテナ一体型の設備に適用する。

⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

イ　連続送信状態又は継続的バースト送信状態で送信する機能

ウ　試験しようとする周波数を設定して送信する機能

エ　試験用の変調設定ができる機能及び変調停止ができる機能

オ　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ.150による９段ＰＮ符号及び15段ＰＮ符号）により変調する機能

カ　複数の空中線を有する無線設備の場合は、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能

キ　複数の空中線を有する無線設備であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、最も離れた空中線の間隔が13cm以下であること。

2　試験場所の条件等

⑴　試験場所

床面を含む６面反射波を抑圧した電波暗室とする。

⑵　試験場所の条件

電界強度の変化の最大値を、±１dB以下とする。

また、この評価方法は、ＩＥＣ60489－１改正第二版の A.2.3　Low reflection test sites (LRTS, reduced ground reflection)のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。

⑶　測定施設

測定施設は、次の図に準ずるものとする。